

霧島市告示第64号
平成24年3月29日

霧島市民間建築物アスベスト分析調査補助金交付要綱を次のように定めた。

霧島市長 前田終止

霧島市民間建築物アスベスト分析調査補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、アスベストに対する市民の不安解消及び市民の健康の保全を図るため、民間建築物の所有者等が行う分析調査の費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、霧島市補助金等交付規則（平成17年霧島市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- (2) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール及びアスベストを含有するおそれのある吹付け建築材料をいう。
- (3) 分析調査 「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日付け基発第0821002号厚生労働省労働基準局長通知）並びに「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」（平成18年8月21日付け基安化発第0821001号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）及び「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」（平成20年7月17日基安化発第0717003号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知）により示された分析方法で行う調査をいう。
- (4) 所有者等 建築物の所有者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体、同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人、その他分析調査の実施に関し、区分所有者を

代理する者をいう。

- (5) 分析機関 社団法人日本作業環境測定協会が公表した「石綿含有の有無の判定及びアスベストの含有率の測定が可能な石綿含有率分析可能機関」をいう。
- (6) 民間建築物 平成18年9月30日以前に建築（竣工）された建築物であって、国、地方公共団体その他公共団体又はこれらの者に準ずる者の所有に属するもの以外の建築物をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす建築物とする。

- (1) 本市の区域内に存する民間建築物であって、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物
- (2) 国、県及び公共団体から、この告示と同様の補助金等の交付を受けていない民間建築物

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者等であること。
- (2) 補助対象建築物に係る分析調査を分析機関に委託するものであること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

（補助金の交付対象経費）

第5条 補助金の交付対象経費は、分析調査に要する経費で分析機関に対して支払う費用（消費税を除く。）とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、前条に規定する交付対象経費の10分の10以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とし、その限度額は、1棟あたり25万円とする。

2 補助金の交付は、補助対象建築物1棟につき、1回限りとする。

（分析調査内容の協議）

第7条 補助金の交付申請をしようとする者は、分析調査に関する契約を分析機関と締結する前に、市長と協議を行い、その内容について助言又は指導を受けるものとする。

（補助金の交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「補助対象者」という。）は、あらかじめ補助金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) アスベスト分析調査実施計画書（第2号様式）
- (2) 複数の分析機関の見積書の写し
- (3) 補助対象建築物の所有者及び建築時期が記された官公署の発行した書類の写し（確

認通知書、検査済証及び登記事項証明書等)

- (4) 市税等を完納していることを示す証明書
- (5) 付近見取図（補助対象建築物の位置が特定できる程度のもの）
- (6) 配置図（補助対象建築物の位置が特定できる程度のもの）
- (7) 平面図、矩計図等（吹付け材の名称等が明記されている図面、アスベスト等の施工箇所を赤色で表示）
- (8) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、前条の補助金等交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定した者に対しては、補助金等交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

（補助事業の内容変更）

第10条 補助対象者は、前条第2項の規定により補助金等交付決定を受けた補助金の交付対象となる事業の内容について変更又は中止しようとするときは、補助金等事業計画変更承認申請書（第4号様式）に事業の変更等の内容が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助事業の内容変更の決定）

第11条 市長は、前条の補助金等事業計画変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の変更交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定した者に対しては、補助金等変更交付決定通知書（第5号様式）により通知する。

（実績報告）

第12条 補助対象者は、補助事業完了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金等実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 分析機関が発行した分析調査結果報告書の写し
- (2) 分析機関が発行した請求書又は領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の補助金等実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、分析調査が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（第7号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の交付の請求）

第14条 補助対象者は、前条の補助金等確定通知書を受理したときは、補助金等交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この告示に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めた場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

霧島市長 様

申請者 住所
氏名 印
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

補助金等交付申請書

霧島市民間建築物アスベスト分析調査補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業の名称	霧島市民間建築物アスベスト分析調査補助事業
補助事業の目的及び所在地	目的 アスベストの分析調査 所在地 霧島市
交付申請額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> アスベスト分析調査実施計画書 <input type="checkbox"/> 複数の分析機関の見積書の写し <input type="checkbox"/> 補助対象建築物の所有者及び建築時期が記された官公署の発行した書類の写し（確認通知書・検査済証及び登記事項証明書等） <input type="checkbox"/> 市税等を完納していることを示す証明書 <input type="checkbox"/> 付近見取図（補助対象建築物の位置が特定できる程度のもの） <input type="checkbox"/> 配置図（補助対象建築物の位置が特定できる程度のもの） <input type="checkbox"/> 平面図、矩計図等（吹付け材の名称等が明記されている図面、アスベスト等の施工箇所を赤色で表示） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第8条関係）

アスベスト分析調査実施計画書

申請者氏名		竣工年月日	
調査する棟数		延べ面積	
構造		建築物の用途	
調査実施者 氏名注1		調査実施者 資格等注2	
分析機関名	住所 会社名 担当者氏名 連絡先		
現場状況	調査箇所	室名：	
	調査部分の面積	概ね m ²	
事業開始予定日	年 月 日		
事業完了予定日	年 月 日		
補助金交付 対象経費	円	交付申請額	円
備考			

注1 調査実施者が法人等の場合、当該機関名及び実際に調査を行う者の氏名を記載すること。

注2 調査実施者が資格等を有している場合、その名称及び登録番号等を記載すること。

※ 複数の棟について申請する場合は、別紙の棟毎の内訳について記入すること。

別紙

棟ごとの内訳

棟番号		竣工年月日	
建築物の名称		延べ面積	
構造		建築物の用途	
現場状況	調査箇所	室名：	
	調査部分の面積	概ね m^2	
補助金交付 対象経費	円	交付申請額	円
備考			

棟番号		竣工年月日	
建築物の名称		延べ面積	
構造		建築物の用途	
現場状況	調査箇所	室名：	
	調査部分の面積	概ね m^2	
補助金交付 対象経費	円	交付申請額	円
備考			

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

霧島市長



補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった霧島市民間建築物アスベスト分析調査補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

補助事業の名称	霧島市民間建築物アスベスト分析調査補助事業
交付決定額	円
交付の条件	

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

霧島市長 様

補助事業者 住所
氏名 印
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

補助金等事業計画変更承認申請書

霧島市民間建築物アスベスト分析調査補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

交付決定年月日	年 月 日	決定番号	第 号
補助事業の名称	霧島市民間建築物アスベスト分析調査補助事業		
事業額変更の内容	変更前	円	
	増減	円	
	変更後	円	
変更の理由			
変更年月日	年 月 日 (予定)		
添付書類			

第5号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

霧島市長



補助金等変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった霧島市民間建築物アスベスト分析調査補助事業については、申請のとおり承認し、決定したので通知します。

補助事業の名称	霧島市民間建築物アスベスト分析調査補助事業
変更交付決定額	円
交付の条件	

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

霧島市長 様

補助事業者 住所
氏名 印
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

補助金等実績報告書

霧島市民間建築物アスベスト分析調査補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	決 定 番 号	第 号
補 助 事 業 の 名 称	霧島市民間建築物アスベスト分析調査補助事業		
補 助 事 業 の 着 手 年 月 日	年 月 日		
補 助 事 業 の 完 了 年 月 日	年 月 日		
交 付 決 定 額	円		
関 係 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 分析機関が発行した分析調査結果報告書の写し <input type="checkbox"/> 分析機関が発行した請求書又は領収書の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類		

第7号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

霧島市長



補助金等確定通知書

年 月 日付けで報告のあった霧島市民間建築物アスベスト分析調査補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、霧島市民間建築物アスベスト分析調査補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

交付決定年月日	年 月 日	決定番号	第 号
補助事業の名称	霧島市民間建築物アスベスト分析調査補助事業		
交付決定額	円		
交付確定額	円		

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

霧島市長 様

補助事業者 住所
氏名 印
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

補助金等交付請求書

霧島市民間建築物アスベスト分析調査補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

交 付 確 定 年 月 日	年 月 日	確 定 番 号	第 号
補 助 事 業 の 名 称	霧島市民間建築物アスベスト分析調査補助事業		
交 付 確 定 額	_____ 円		
補 助 金 請 求 額	_____ 円		

振込口座

銀 行 名	
口 座 の 種 類	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
ふ り が な 口 座 名 義 人	